

4福保健薬第1352号
令和4年7月7日

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 林 昌洋 様

東京都福祉保健局健康安全部長
藤井 麻里子
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キット
の取扱いについて」に関するQ&Aについて

日頃より、東京都の薬事行政に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、標記の件について別添のとおり、令和4年6月10日付で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありましたので送付いたします。

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、都内各病院管理者に対し、別途通知済みであることを申し添えます。

<問合せ先>

東京都福祉保健局健康安全部

薬務課監視指導担当

電話番号：03-5320-4512

事務連絡
令和4年6月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱い
について」に関するQ&Aについて

新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意点について、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け事務連絡（令和4年3月17日一部改正））等において、お示ししているところです。

今般、唾液を検体として用いた医療用抗原定性検査キットを薬局において販売するに当たっての留意事項を別紙のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容につき御了知いただくとともに、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

問 唾液を検体として用いる医療用抗原定性検査キットを販売するに当たり、どのような点に留意すればよいか。

答

- 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和3年9月27日付け事務連絡(令和4年3月17日一部改正))においては、検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添「薬局で抗原定性検査キットを購入する方へ」も活用しながら説明を行うこととしている。

- この別添については、鼻腔ぬぐい液を検体として用いる場合を念頭にしたものことから、唾液を検体として用いる抗原定性検査キットの使用方法については、当該製品の添付文書や操作手順書等を用いて適切に説明をすること。
また、無症状者については、現時点で有用とのデータが示されていないため、体調が気になる場合に使用することを徹底するよう、丁寧に説明すること。